

令和7年度 第11回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和8年2月4日（水）

午後1時30分～3時（予定）

会場：西行政センター 3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 お知らせ

（1）消防局からの情報提供について

（2）協働センター等を核とした地域課題解決事業の実施について

☞ 資料1 (P. 1)

5 その他

6 閉会

次回の開催について

令和8年3月4日（水）午後1時30分～ 西行政センター 3階 大会議室

協働センター等を核とした地域課題解決事業			
No.	事業名	所管課	事業内容
1	「和リンピック2025」開催事業	和地協働センター	【日 時】 令和7年9月28日
			【場 所】 和地小学校・和地協働センター
			【内 容】 地域住民の絆を深め、コミュニティを醸成するために「和リンピック2025」を開催した。 【競技種目】 グラウンドゴルフ、ボッチャ、射的
			【予算額】 200千円
2	つながる和地コミュニティ和地幼稚園記録と記憶の継承事業	和地協働センター	【日 時】 令和7年11月22日
			【場 所】 和地協働センター体育館
			【内 容】 和地幼稚園の閉園を節目として、65年間にわたり園を支えてきた地域住民・保護者・関係者への感謝を伝えるとともに、園の歩みを地域の記録として残し、記憶としてつなげていくことで地域内の連帯感・郷土愛の醸成を図るイベントを実施した。 ・ 園の歩みを記録した動画を視聴 ・ 園歌斉唱 ・ 記念撮影
			【予算額】 150千円
3	制服のリユースによる和地区コミュニティ促進事業	和地協働センター	【時 期】 令和7年9月～令和8年3月
			【場 所】 和地協働センター
			【内 容】 地域住民のつながりを促進するモデル事業として、住民による相互扶助の推進、若い世代が地域に関わるきっかけづくりや青少年の健全育成、限られた資源の有効活用による環境保全意識の向上を通じて、持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的として、湖東中学校制服リユース事業を実施する。
			【予算額】 100千円
4	海苔すき体験事業	舞阪支所	【時 期】 令和8年2月～令和8年3月
			【場 所】 舞阪小学校
			【内 容】 舞阪の伝統的な海苔づくり手法である「海苔すき」を通じて、地域の小学生に地元の漁業に触れ合う機会を提供し、地域の伝統文化の継承を図るとともに、地域の食に関しても興味・関心を抱いてもらうことを目的として「『海苔すき』体験」を実施する。 ・ 舞阪で伝統的に海苔づくりのために使用されていた「板垣根」を使用し、「海苔すき」を行う。 ・ 舞阪の養殖海苔の歴史講義を実施。 ・ 作った板海苔を試食。
			【予算額】 100千円

けがや病気で困ったらいつでも相談！

#を押してから
「7119」だよ！

救急安心 電話相談窓口



7 1 1 9

(ダイヤル電話、IP電話、#7119をご利用いただけない地域(熱海市泉、裾野市茶畑の一部地域)からは ☎ 054-204-7119)

相談員からこんなアドバイスが受けられます！

- 📞 けがや病気の緊急度、対応方法
- 📞 救急車利用に関する助言
- 📞 受診できる医療機関の案内
- 📞 その他の相談窓口の紹介

開設時間

24 時間いつでも

緊急・重症のときは
迷わず 119 番！



動画はコチラから！
(YouTube が開きます)



【利用上の注意】 この電話相談は、相談者の判断の参考としていただくものです。

静岡県

(当事業に関するお問い合わせ)
危機管理部消防保安課
TEL: 054-221-2074

Q どんな相談ができるの？

A 急な病気やけがのときに、病院に行ったほうがいいのか、救急車を利用したほうがいいのかなど相談員がアドバイスします。

また、医療機関への受診が必要な場合には、受診可能な医療機関のご案内をすることができます。

ただし、医療機関が混み合っている場合などもありますので、必ず医療機関に電話で確認してから受診してください。



Q 健康相談や薬の飲み方などを教えてもらえるの？

A 健康相談、セカンドオピニオン、医薬品情報に関することなどの、相談はお受けすることができません。

また、医療機関への苦情もお受けしていません。



Q #7119 に電話しないと 119 番してはいけないの？

A あきらかに様子がおかしい場合は、119 番に電話してください。

激しい頭痛や呼吸困難、意識がないなどの症状がみられたら、ためらわず 119 番に電話してください。



マイナ救急 実証事業を実施します

浜松市消防局では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット



を救急隊へ正確に伝達可能

- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備



実証事業の概要

マイナ救急とは？（以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。）



YouTube（二次元コード）



X（二次元コード）

実証期間

2025年5月12日～2026年3月末まで
※ 前後する可能性があります

実施救急隊

浜松市消防局の全救急隊
※段階的に実施

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
皆さんご自身の命を守るためにも、

マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

浜松市消防局 中消防署 救急グループ
TEL:475-7561



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけ
ます

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。
※本実証で救急隊が取得する個人情報は、救急業務に関する目的に限って利用します。

「映すだけ。」 あなたの行動が 助けになる。

スマホで現場の「今」を伝える

「映像通報 1 1 9」

映像通報 1 1 9 とは？

- ① 通報後、消防から
映像送信の案内が届きます。
- ② 案内に従って、
スマホのカメラを向けるだけ。
- ③ 映像と位置情報で、
より確実な支援につながります。



詳しくは、こちらのQR

浜松市消防局 情報指令課

TEL : 053-475-7551

FAX : 050-3537-9053

《活用状況》

- ・令和6年度実績 51 件（救助 36、救急 11、火災 3、その他 1）

《奏功事例 1》

- ・「山間道路でトラックが横転し怪我人が発生した」という通報内容

- ①トラックが横転、道路が塞がれ通り抜けができない状況を、映像で確認できた。
- ②傷病者を迅速に搬送するため、既に現場へ向かっている救急車の進入ルートでは現場に到着できないことが確認できた。
- ③映像情報をもとに、反対側から進入できる救急車を速やかに増隊出動させた。
- ④救急車は、最短のルートで現場到着し、傷病者を収容、病院へ搬送することができた。

《奏功事例 2》

- ・「プールで溺れ、意識・呼吸が分からない」という通報内容

- ①プールサイドに倒れている傷病者の状況を映像で確認できた。
- ②映像を見ながら、心臓マッサージの圧迫位置やテンポを案内。
(※消防指令センターから応急手当の手順等の動画を送ることもできます。)
- ③さらに、AED の手配と装着方法についても案内する。
- ④その後、救急隊の到着まで心肺蘇生法の継続をお願いした。
(※この傷病者は、救急隊到着前に呼吸が回復しました。
さらに、病院にて入院治療の後に、社会復帰に繋げることができました。)

《通信料について》

- ・119番通報は無料ですが、映像通報119の利用時には通信料を、通報者様にご負担していただくこととなります。
- ・一般的な契約プランでは、1分間の利用で約2円の通信料がかかります。

《事前の利用登録は必要ですか》

- ・事前の登録は必要ありません。

《どのような携帯電話でも利用可能ですか》

- ・ほとんどのスマートフォンで利用可能ですが、閲覧機能の利用条件により、利用できない可能性もあります。

2026 まちむら交流フォーラム

in 浜松市龍山森林文化会館



知ればもっと好きになる、中山間地域



2026 2.22 (日)

Entry

【開場】 12:30 【開催時間】 13:00~16:00

【会場】 浜松市龍山森林文化会館

(浜松市天竜区龍山町瀬尻 982-2)

【主催】 浜松市／静岡文化芸術大学 地域連携センター

【入場料】 無料



お申し込みはこちら

2月18日(水)正午までにQRから申し込み、または電話・Eメールで裏面のContactにある浜松市 市民部 中山間地域振興課へご連絡ください。
※当日参加の場合は直接会場へお越しください。

Program

【開会】

【第一部】 13:15~13:55

基調講演「開かれた中山間地域を目指して」

・ 岡司直也 氏

【第二部】 14:05~14:45

クロストーク「住民組織から考える地域の今後」

・ 岡司直也 氏 ・ 松田好道 氏

・ 大石幸弘 氏 ・ 船戸修一 氏

【第三部】 14:55~16:00

交流タイム

※ 時間は前後する可能性があります。あらかじめご了承ください。

・ 総司会 船戸修一 氏



岡司直也 氏
浜松市中山間地域振興アドバイザー
法政大学 現代福祉学部 教授



松田好道 氏
浜名区引佐町久留女木 自治会長



大石幸弘 氏
大塚正三 財団理事長 公益委員



船戸修一 氏
静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授

Contact

浜松市 市民部 中山間地域振興課 (平日 8:30 - 17:15)
〒431-3392 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 481
TEL: 053-922-0200 / FAX: 053-922-0049
E-MAIL: chusankan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

静岡文化芸術大学 地域連携室 (平日 9:00 - 17:00)
〒430-8533 静岡県浜松市中央区中央 2-1-1
TEL: 053-457-6105 / FAX: 053-457-6123
E-MAIL: chiiki@suac.ac.jp



Access

浜松市龍山森林文化会館
住所：浜松市天竜区龍山町瀬尻 982-2
電話：053-968-0331
・浜松浜北 IC から車で 50 分

駐車場：旧龍山北小学校のグラウンド
(浜松市龍山森林文化会館向かい)



- 後日アーカイブ映像を静岡文化芸術大学
公式 YouTube チャンネルで配信します。



静岡文化芸術大学公式
YouTube チャンネルはこちら



浜松市火災予防条例の一部改正(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市火災予防条例の一部改正(案)」とは

林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用制限をするなどの改正をするものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和8年1月27日(火)～令和8年2月27日(金)

3. 案の公表先

消防局予防課、消防署、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページにある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	消防局予防課(消防局4階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1 消防局予防課あて
③ 電子メール	hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	050-3537-8956 (消防局予防課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

消防局予防課(TEL 053-475-7542)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要	……	P.1
●浜松市火災予防条例の一部改正（案） 新旧対照表	……	P.2～P.3
●浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明	……	P.4～P.6
●意見提出様式（参考）	……	P.7

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市火災予防条例の一部改正（案）	
趣旨・目的	・ 林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用を制限するなどの改正をするものです。	
策定（見直し）に至った背景・経緯	・ 令和7年春季に全国各地で林野火災が多数発生しました。 ・ 特に2月に発生した大船渡市の林野火災では、林野が約3,370ヘクタール焼損し、発生から鎮火まで41日間を要する大規模なものでした。 ・ 大船渡市の林野火災を受けて、消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、検討会の結果を踏まえて林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であることを示しました。 ・ 本市においても、林野火災予防の実効性を高めることは重要であることから浜松市火災予防条例の一部改正を行うものです。	
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・ 林野火災の発生を未然に防ぐため、本条例に規定し、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると考えています。	
案のポイント （見直し事項など）	○ 「林野火災注意報」、「林野火災警報」の発令 ・ 一定期間、降雨が無いなどの条件により発令します。 ・ 具体的な発令基準（前3日間の降水量が1ミリ以下かつ前30日間の降水量が30ミリ以下のときなど）は、別に定めます。 ○ 火の使用制限（林野火災注意報では努力義務） - 山林、原野等への火入れや、煙火の消費（花火の打上げ等）などの行為を制限します。 ○ 火の使用の制限について指定される区域 ・ 森林及びその周囲1キロ圏内の区域（浜名区の一部、天竜区の全域）（森林法に基づく火入れの許可を要する区域を参考としています。） ・ 具体的な区域は、別に定めます。 ※詳細については「浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明」でご確認ください。	
関係法令・ 上位計画など	関係法令：消防法	
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和8年1月27日（火）	案の公表、意見募集
	令和8年2月27日（金）	意見募集終了
	令和8年6月予定	市の考え方の公表
	令和8年9月	条例（案）の議会上程

浜松市火災予防条例の一部改正（案） 新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章の2 （略）	第1章～第3章の2 （略）
	<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>
第4章～第7章 （略）	第4章～第7章 （略）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報（ <u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u> ）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(7) （略）	(1)～(7) （略）
（住宅における火災の予防の推進）	（住宅における火災の予防の推進）
第29条の7 （略）	第29条の7 （略）
	<u>第3章の3 林野火災の予防</u> （ <u>林野火災に関する注意報</u> ）
	第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、 <u>林野火災に関する注意報を発することができる。</u>
	<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>
	<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明

火災に関する警報について（条例第29条関係）【改正】

浜松市火災予防条例第29条における「火災に関する警報」は、消防法第22条第3項に規定する警報であることを明確にします。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

林野火災注意報について（条例第29条の8関係）【新設】

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるようにします。

林野火災に関する注意報が発せられたときは、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することが出来ることとします。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

【林野火災注意報の発令基準（予定）】

気象条件が次のいずれかの条件に該当する場合に、林野火災注意報を発令します。

- （1）前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下のとき。
- （2）前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

【努力義務の対象となる区域（予定）】

火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は次のとおりです。

・浜名区の一部

都山地区、新都山地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区、中瀬地区（上島のみ該当）、赤佐地区、鹿玉地区（新原を除く全ての町が該当）

・天竜区全域

※区域については、森林計画、火入れの許可を受ける範囲、消防水利の状況など、消防庁が検討会の報告書を受けて示したものを参考にしています。



※対象となる区域（予定）の範囲図

【火の使用制限（条例第29条関係）】

火の使用制限の内容は次のとおりです。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。※1
- (3) 火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 可燃物等の附近で喫煙をしないこと。※2
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。※3
- (6) 残火、取灰、火粉を始末すること。
- (7) 屋内で裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

※1 煙火とは、花火のことをいいます。

※2 喫煙とは、マッチ、ライターなどで点火し、喫煙する一連の行為をいいます。（加熱式たばこによるものも喫煙として取り扱います。ただし、電子たばこは喫煙として取り扱いません。）

※3 山林、原野等の屋外の場所をいいます。

林野火災警報について（条例第29条の9関係）【新設】

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとします。なお、対象となる区域は、林野火災注意報と同様の区域とします。

（林野火災に関する警報）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

【林野火災警報の発令基準（予定）】

林野火災注意報の発令基準に該当し、かつ、強風注意報が発令されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市火災予防条例の一部改正（案）
意見募集期間	令和８年１月２７日（火）～令和８年２月２７日（金）
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 消防局 予防課あて

住所 : 〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1

FAX : 050-3537-8956

E-mail : hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

令和8年1月 日

浜松市政記者クラブ加盟社 各位

記者発表のお知らせ

1 日 時 2月5日（木） 14時～

2 会 場 浜名漁協本所（中央区舞阪町舞阪 2119－19）

3 内 容 「アサリ潮干狩りの全面禁漁について」

※浜名湖のアサリは、近年極度の資源悪化により、漁獲が全くない状況となっています。浜名漁協では、資源の回復を図るため、これまで一定の制約のもと認めていた一般の方々のアサリ潮干狩りについて、湖内全域、1年中禁漁とします。なお、ハマグリについても従来通り禁漁です。

4 主体事業者 浜名漁業協同組合

代表理事組合長 渥美 敏

※本件の連絡先 浜名漁業協同組合 渥美敏

Tel 053-592-2911

アサリ遊漁の全面禁止について

2025.12 浜名漁協

(要旨)

浜名湖のアサリは近年極度の資源悪化により、漁獲がない状況となっている。浜名漁協では、資源の回復を図るため、従来、一定の制約のもと認めていた一般の方々のアサリ遊漁について、来年より全面禁漁とすることを検討している。

(背景の説明)

- 年間漁獲量、かつて最大5千トン以上、平年2-3千トン。令和元年、2年に千トンを割り3年はわずか100トン、その後一時的に回復の兆しがあったが、令和5年秋からほとんどない状況で出漁できていない。
- 原因として、害敵生物の食害、赤潮、湖水の栄養不足、海水温上昇などが指摘されたが、網による保護に効果があったことで、水質環境の問題もあるが、食害量が資源量を上回ることが原因と考えられる。
- 漁協は、漁業者数や漁獲量の制限、禁漁区、禁漁期間の設定とともに、外敵駆除、アサリ保護網、底質改良、アマモ場回復、企業と連携しての人工養殖研究など、増やす努力を行っている。
- アサリ、ハマグリは浜名漁協が共同漁業権を有し、資源管理の義務もある。これまでは一般客の潮干狩りについて条件付きで許容してきたが、一部に遊漁の範囲を超える者も見られ、親貝を守るためやむなく全面禁漁の方針とした。なお、ハマグリについては全面禁漁を継続する。漁業者は自主的な管理のもとに操業できる。
- 全面禁漁について事前（従来ルールで2月まで禁漁中）にマスコミ等により周知を図るとともに、湖岸への看板設置、漁場パトロールを実施する。違反者については警察等と連携して摘発し、漁業権侵害で告訴する。
- アサリなど水産資源は漁業者の生活のみならず、地域全体に恩恵が及ぶ大きな価値を持つ。漁協としては資源復活に使命感を持ち、引き続き努力するつもりである。

(遊漁制限の推移)

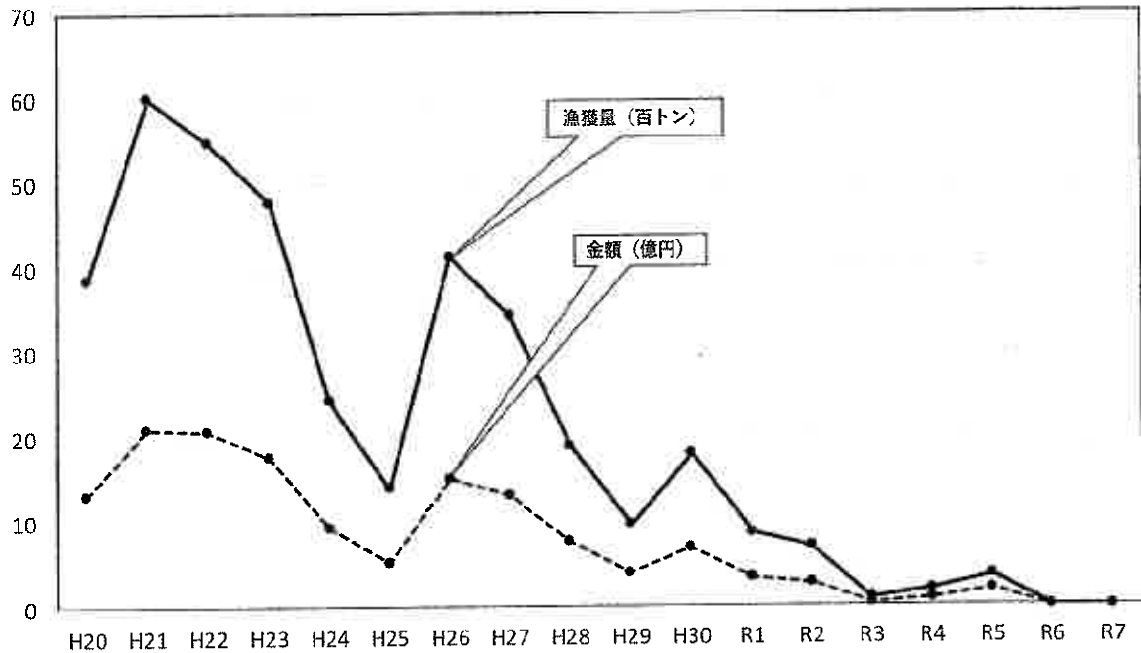
- 平成17年頃まで全く自由
- 平成17年頃から、岸から5m（沖瀬禁止）、1日2kgまでに制限
- 令和5年9月から、9月～2月禁漁、岸から5m、1日1kgまでに制限内容変更
- 令和6年3月から、三ヶ日町佐久米地区の禁漁区設定を追加

浜名湖のアサリ

浜名湖アサリ漁獲量と金額

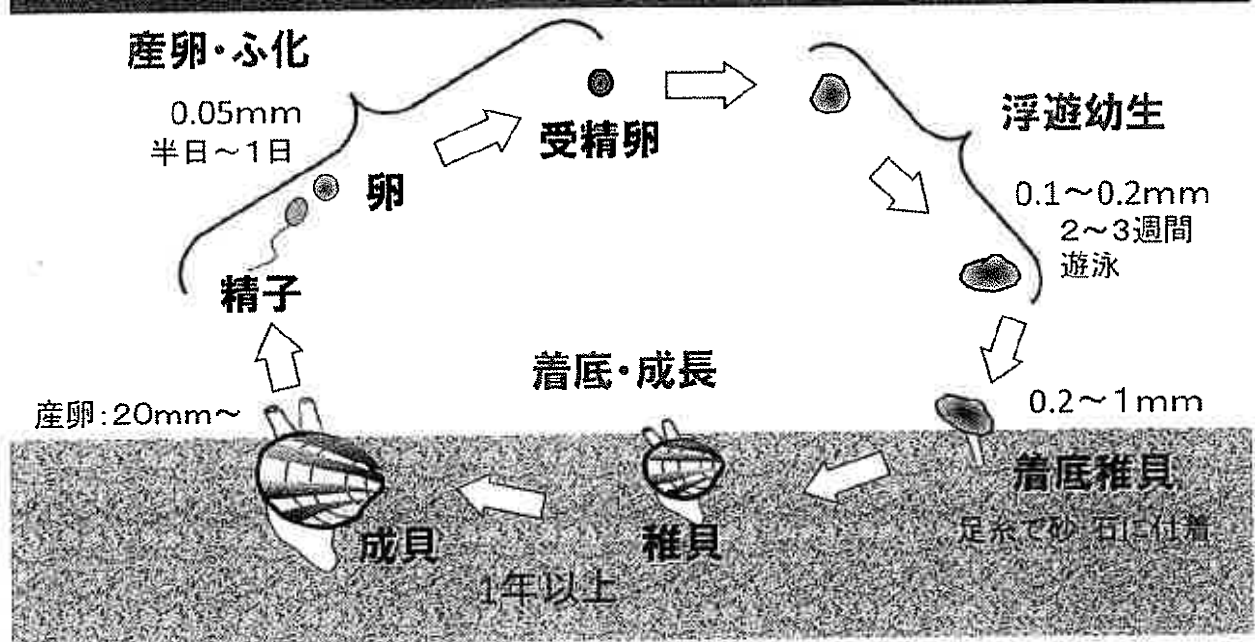
年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
漁獲量 (百トン)	38.62	60.08	54.83	47.76	24.31	14.04	41.27	34.36	19.01	9.68	17.98	8.72	7.07	1	1.96	3.63	0.0018	0
金額 (億円)	13.2	21	20.7	17.6	9.4	5.2	15.1	13.2	7.8	3.9	6.9	3.4	2.7	0.41	0.89	1.91	0.0011	0

(1-6月)

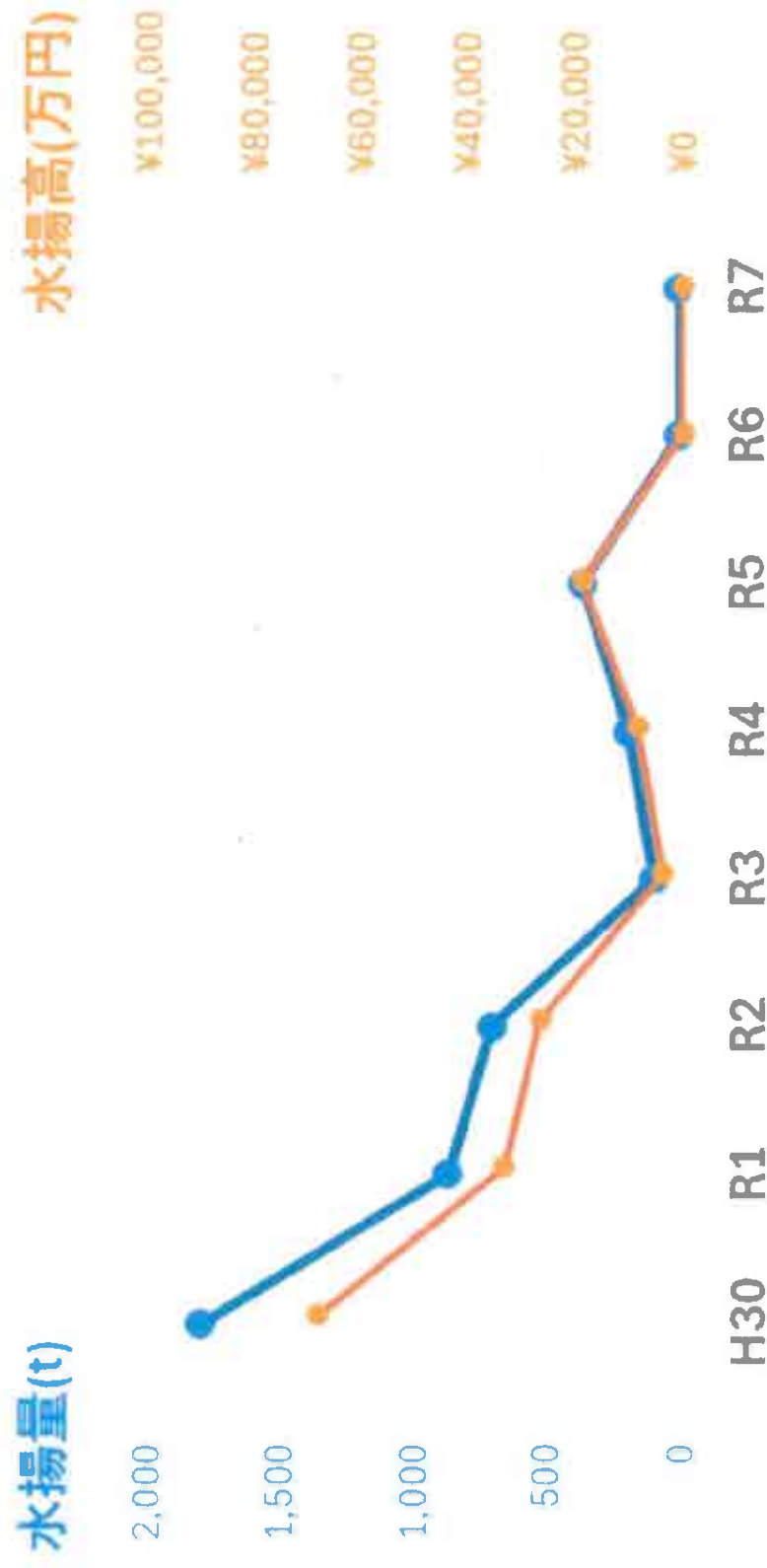


浜名湖のアサリ漁獲量と金額

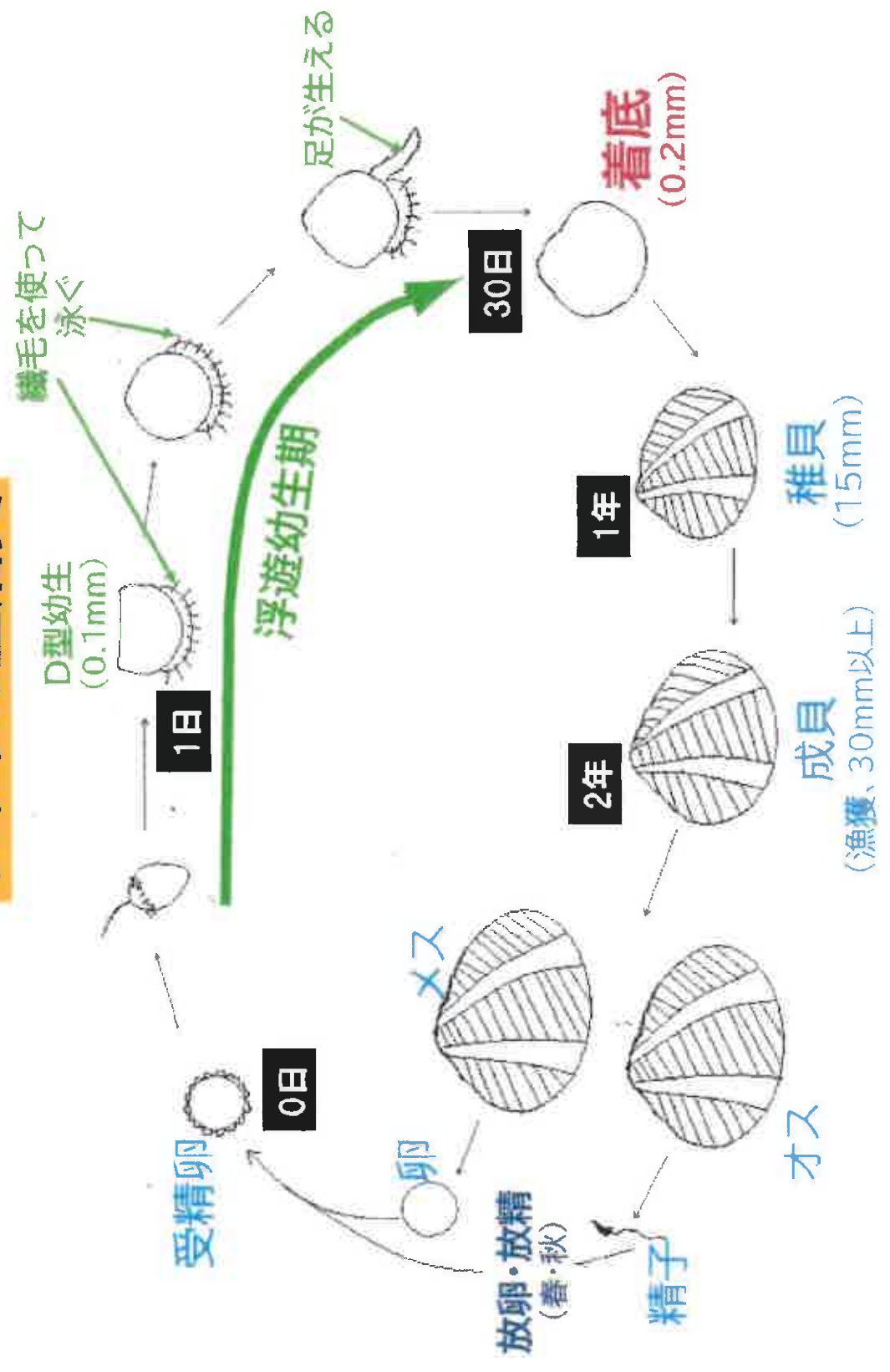
アサリの生活史



浜名湖 アサリ水揚げの推移



アサリの生活史

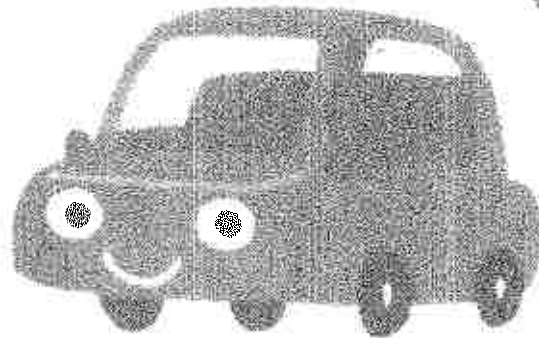


申込無くても大丈夫

実際の活動者による活動紹介！！

自由参加

講師による第1回目のフィードバック！



第2回

移動支援

セミナー

2026年

2月22日 日 10:30-12:00

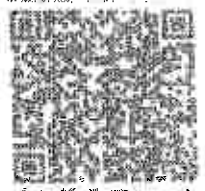
会場 瞳ヶ丘公民館 ホール

講師 河崎 民子 氏【(特非)全国移動サービスネットワーク】
浜松市内の移動支援活動実践者(予定)

お申し込み ☎070-8303-4307(高見)
もしくはQRコードからお申し込み下さい。

主催 プロジェクトD

協力 (福)浜松市社会福祉協議会 西地区センター



申し込みフォーム

住民互助による移動支援について

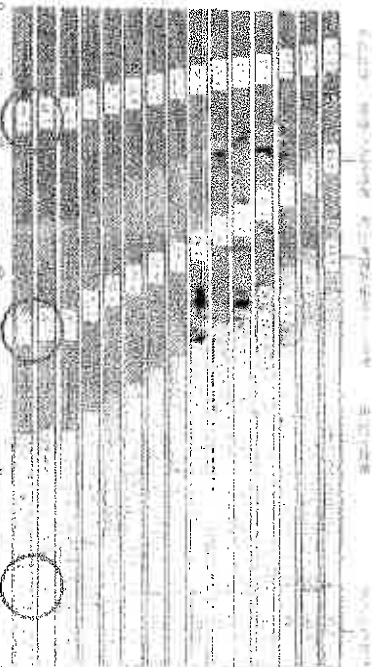
～住み慣れた地域で安心して暮らそうつづけるために～



NPO法人全国移動サービスネットワーク 総理事長 河崎 良子

少子高齢と人口減少と核家族化の進行 高齢世帯と高齢者のみの世帯の増加

65歳以上の世帯のいる世帯の世帯数（単位：世帯） 静岡県統計年報 2024年（平成36年）の人口統計調査



- 三代目同居時代にあった家族のたすけあい機能が期待できない
- 地域の取組や、相談相手・連絡など困りごとがある高齢者が増加

地域のたすけあい機能が課題に！

住民主体＆互助活動の意義 「つながる＆支え合う」地域づくり

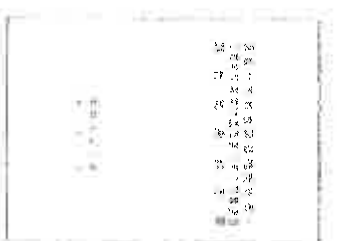
住民互助による移動支援（困りごと支援）の取組み事例

法制度（許可または登録を要しない運送）の改正

事故への備え リスクマネジメントと保険

活動が始めるまでのプロセス 公共交通とW/M/Mに

浜松市の状況



人口の減少

人口の減少に伴って、高齢者の割合が増加している。高齢者の割合が増加すると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。高齢者のみの世帯が増えると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。

高齢者の割合が増加している。高齢者の割合が増加すると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。高齢者のみの世帯が増えると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。

高齢者の割合が増加している。高齢者の割合が増加すると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。高齢者のみの世帯が増えると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。

高齢者の割合が増加している。高齢者の割合が増加すると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。高齢者のみの世帯が増えると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。

高齢者の割合が増加している。高齢者の割合が増加すると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。高齢者のみの世帯が増えると、高齢者のみの世帯が増える傾向がある。

